

第24期佐世保市農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 令和3年3月26日（金）13時30分から15時00分

2 開催場所 中央保健福祉センター（すこやかプラザ） 8階講堂

3 出席農業委員（19名）

委員 1番	有馬 秀志	委員 10番	辻 茂樹
委員 2番	川上 宗康	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏（会長）	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲一	委員 17番	松永 信義（副会長）
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
		委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員（18名）

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長	中里 忠義
事務局 次長	菊永 朋美

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第89号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第90号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第91号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第92号議案 非農地証明願について
第93号議案 非農地通知について
第94号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第95号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について
第96号議案 土地改良法第3条資格者の証明について
第97号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
第98号議案 農用地利用集積計画（案）について
第99号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第100号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第10回総会を開会いたします。
一、開会. 会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。やっとお彼岸も過ぎて、春らしい天気が続いております。桜も満開の中、第10回の総会ということで出席を賜りありがとうございます。昨日福島で聖火リレーがスタートしました。いよいよ動き始めたなと感じております。福島もコロナもなかなか解決しませんが、一步一步前に進んでいると実感しました。一人一人が三

密を避けたり、うがい手洗い、マスクの励行、大人数での会食を避けるなど、私達にできること遂行し、気を引き締めていきたいと思います。今日は第10回の総会となっており、人事異動もあっております。今日の審議がスムーズにいきますようご協力を賜りたいと思います。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、欠席者はいません。委員総数19名全員出席でございます。従って、過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることをご報告いたします。なお、推進委員についても全員出席となっておりますので、併せて報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、1番 有馬秀志委員、2番 川上宗康委員、補充として3番 阿波茂敏委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。第89号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第89号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番宮地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町の1筆の一部。地目は、登記畑、現況、休耕です。面積は15㎡。転用目的は進入路で、施設は進入路77㎡。併用地ありで、計画全体面積は77㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、佐世保市南部漁業協同組合から北に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。切土最高0.25m。土留め工事をする。日照通風、工作物を設けないため被害のおそれはない。排水計画は、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。預金通帳の写添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番大野地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、松瀬町。地目は、登記畑、現況、畑です。面積は359㎡。転用目的は居住用住宅で、施設は住宅1棟、木造二階建、建築面積は113.65㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、ふたつ岩バス停から北に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風。建物高を加減。7m程度。建物の高さを加減し周辺農地への日照、通風及び耕作の影響が出ないようにする。排水計画は、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添

付。都市計画法関係は、農業従事者住宅で許可不要です。

3番江迎地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町北田の2筆。地目は、登記畑、現況、遊休農地です。面積は2筆合計2,261㎡。転用目的は事務所建築、機械倉庫で、施設は事務所1棟、軽量鉄骨造平屋建、建築面積は173.5㎡、機械倉庫コンテナ2個、各21.73㎡、物置2個、各12.52㎡、駐車場15台です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、根引池から北西に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.2m、最低0.1m、切土最高0.2m、最低0.1m。土留め工事をする。ブロックを敷き、土砂の流出を防止する。日照通風。建物高を加減。3m程度。農地から建物まで、20m以上離れているため、影響を及ぼすおそれはない。排水計画は、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は、非線引き都市計画区域です。

以上ですが、1番の案件について、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番宮地区。

3番 3番、阿波です。3月24日に坂口推進委員と地権者で現地確認をしました。ここは、進入路になるところで、拡張したいということです。特に周辺に問題はないと思います。以上です。

議長 はい、それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区、坂口です。阿波委員がおっしゃったとおり、何ら問題はないものと見て参りました。以上です。

議長 それでは、1番の案件につきまして、何かご意見はございませんか。

委員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。挙手多数でございますので、1番の案件は許可相当として県に進達することといたします。委員は入室し、着席してください。

～委員着席～

議 長 それでは、残りの案件につきまして審議をいたします。地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番大野地区。

9 番 9番牟田です。この案件は昨年8月総会の第18号議案、佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について農業委員会の意見を聞き、農業委員会の意見を付して農業畜産課へ回答する事案でありました。今回の農地法第4条の規定による許可申請にあたり、申請書類の記載内容について不明な点があったため、3月23日農業委員会事務局に出向き、書類の確認を行いました。私が特に重視した書類は、佐世保農業振興地域整備計画の事務取扱要領、変更手続き2条の6、市が変更の可否を決定したときは、その決定の内容、条件について、申出人に通知するとなっております。その書類が、現地調査の資料に添付されていなかったため、この土地が白地になったか判断できませんでした。その後、白地と確認できたため、3月23日申出人立会いの下、村田推進委員と現地調査を行いました。申請地の周りは、申出人の所有地であり、被害防除計画通りに実施していただければ問題ないと判断してきました。今後、整備計画変更の可否の書類については、事前に関係する農業委員に知らせていただければ大変助かります。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の調査結果をお願いいたします。

村田委員 大野地区、村田です。3月23日牟田委員と現地確認を行いまして、問題ないと思われました。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは3番江迎地区。

17番 17番、松永です。3月24日に小川推進委員と申請者と現地を確認して参りました。ここは、施設が買った土地で、農業用の土地ではあったのですが、草が茂っていて、草払いを手伝ったこともありました。横に大きな老人施設が建っております、周りも全部荒れており、ここに建てるのは致し方ないなと見て参りました。

議 長 ありがとうございます。続きまして地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区、小川です。今、農業委員から説明がありましたとおり、農用地の解除をされた土地であります。農地に影響を及ぼす場所ではございません。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 今、2番と3番に共通することですが、大野の牟田委員から佐世保農業振興地域計画変更通知書、農振除外の書類につきまして、事務局から何か説明がありますか。

事務局 はい、事務局です。牟田委員からお話がありました、佐世保農業振興地域整備計画変更通知書ですが、委員さんへ転用の書類を送る際、被害防除計画等を付けるのですが、計画変更通知書は、付けないことが多いため、委員さんから分からないということで、ご相談がありました。今後、農振除外が行われた案件につきましては、必要な書類を精査していく中で、何が必要で何が必要でないのか、委員さんが見に行った時に迷われないように、お付けする書類はお付けするというので、対応していきたいと思っております。大変失礼いたしました。

議 長 ほかに何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

6 番 6番、浦です。2番の案件について質問です。農業従事者住宅と表示してあるが、どのような形の住宅ですか。一軒家でなく集合住宅みたいな構造なのか、それによって随分違ってきます。8月の時は、ハウスを除いて家を建てるということだったが、規模縮小するのに従業員住宅がいるのですか。

事務局 はい、事務局です。農業従事者住宅は、社員の住宅ではなく農業経営者ご本人の住宅になります。ハウスの経営面積は少し減りますが、別の町に住んでいらっしゃるのので、ハウスの真横に住宅を構えて農業経営を続けたいとのことなので、致し方ないかなと思っております。

議 長 ほかに何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

原委員 針尾地区、原です。3番の案件でよく分からないのですが、機械倉庫は、農業用倉庫になるのですか。老人ホームの関係ですか。

17番 17番、松永です。農業を2町程施設で耕作しているのので、これだけの倉庫がいるとのことです。

議 長 ほかに何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。2番、3番の案件につきまして、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第89号議案については、全て許可相当として県に進達することといたします。次に、第90号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第90号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

こちらについて、追認許可相当との県の判断があったことから、このたび顛末書を添付して転用許可申請があり、第90号議案の第5条許可申請案件の2番として上程しております。それでは、議案の説明に戻ります。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町。地目は、登記畑、現況果樹園。面積は300㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造2階建て、建築面積64.72㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは宮の田公民館から南西に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.38m、切土、最高1.87m、擁壁にて土留めをし、法面には張芝で保護をする。日照通風、建物高を加減、8.2m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としていますが、添付されております。都市計画法関係は分家住宅です。

2番相浦、九十九地区。本案件が冒頭に報告した追認許可相当の案件となります。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、俵ヶ浦町の4筆。地目は、登記畑、現況農業用施設。面積は4筆合計で2,493㎡です。転用目的は厩舎、運動場。権利は、賃借権設定です。施設は、厩舎2棟、木造、建築面積120.20㎡、12.24

m²。運動場 2, 158 m²。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地の農業用施設用地です。参考事項としまして、こちらは海南荘から東に約 50 m の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現況のまま利用する。平成 24 年の建設以来、周辺農地へ被害を生じさせたことはない。日照通風、建物高を加減、5.1 m 程度。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水はオガクズ吸着から堆肥化、生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。都市計画法関係は許可不要です。

3 番相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、新田町。地目は、登記田、現況荒地。面積は 247 m²です。転用目的は貸駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、貸駐車場 8 台分です。耕作者なし。農地区分は、農振外で MR 上相浦駅からおおむね 300 m 以内の第 3 種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは MR 上相浦駅から東に約 160 m の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現況のまま利用する。土地の整地のみ行い、砂利敷きとする。日照通風、建築物を建設しないため、影響を及ぼすことはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。露天駐車場貸借証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

4 番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷。地目は、登記田、現況畑。面積は 404 m²です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅 1 棟、木造平家建て、建築面積 113.51 m²。耕作者あり。農地区分は、農振外で 10 ha 未満の小集団農地の第 2 種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保市吉井地域包括支援センターから北に約 340 m の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、6.0 m 程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

5 番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町長坂。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は 199 m²です。転用目的は居住用住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅 1 棟、木造平家建て、建築面積 97.09 m²。併用地ありで、計画全体面積は 241 m²です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で江迎支所よりおおむね 300 m 以内の第 3 種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは江迎支所から北東に約 310 m の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高 1.95 m、最低 0.6 m。切土、最高 1.1 m、最低 0.1 m。日照通風、建物高を加減、4.0 m 程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1 番宮地区。

3 番 3番、阿波です。3月24日に坂口推進委員と譲渡人で現地確認を行いました。ここは、現況果樹園となっておりますが、道路と隣の住宅に挟まれた土地になります。側溝に水も流されるので、周辺への影響はないと見てきました。以上です。

議 長 はい、それでは続きまして地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区、坂口です。被害防除計画通り施工していただければ、問題ないと思ひ見て参りました。以上です。

議 長 それでは、2番、3番相浦、九十九地区。お願いします。

1 2 番 12番、伊賀崎です。3月26日に富川推進委員と現地を見て参りました。2番は、前回は事務局職員と見に行きましたが、説明通り、申請ができていないので申請するというので、被害防除等問題ないと見て参りました。以上です。

3番も3月26日に富川推進委員と見て参りました。説明通りで問題ないと思ひていたのですが、被害防除計画で私達のところに来ている資料では、盛土を0.5m行う、アスファルト敷きにするとなっておりますが、今の説明では現状のまま砂利敷きとなっております。どうなっているのでしょうか。

事務局 はい、大変失礼いたしました。被害防除計画の内容は、今、委員さんがおっしゃったとおりです。議案が誤りとなります。以前のデータか何かを書いているようです。正しくは、盛土を行う最高0.5m、アスファルト敷きとするとなっております。排水計画については変わりません。造成計画の部分のみ誤りとなっております。大変失礼しました。

議 長 はい、それでは2番、3番について地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区、富川です。今、報告があったとおり別に問題はないと見て参りました。以上です。

議 長 それでは、4番吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。3月25日に末永推進委員と現地の確認をしました。その後、譲渡人にもお会いして事情の説明を受けました。周辺が宅地化されていまして、今回申請地が宅地になることで、日照や通風、用水、排水で第三者に支障が及ばないかしっかりと確認しました。何ら問題はないと確認しました。

議 長 はい、それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

末永委員 吉井地区、末永です。水口委員と確認しましたところ、周囲に畑や田はなく、道路で囲まれているところであり、問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、5番江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。3月24日に小川推進委員と現地の確認をしました。問題はありませんでした。

議 長 はい、それでは地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区、小川です。3月24日に松永委員と確認しました。母の家の前に息子が家を建てて住むということです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは第90号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 2番の案件につきましては、面積は3反ないのですが、農振内農用地の転用ということで、県に報告しています。私も見てきましたが、馬が飼っており、将来的には繁殖にも挑戦したいということです。面積的にはそれほど大規模ではございません。厩舎に5頭ほど入って餌やりをしています。運動場が2反近くあり、それぐらいたないとストレスとかがあるそうです。無許可だったので、顛末書を付けての手続きとなりました。
ほかに何か意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 15番、西尾です。2番の方は農業者ですか。

事 務 局 畜産業となりますので、農業者と認められると思います。

1 5 番 それでは、厩舎が200㎡以内なので、農業用施設であれば転用はいらぬのではな
いのですか。運動場が芝生であれば違反にならないのですか。

事 務 局 農業者の200㎡未満の農業用施設は、許可不要で届出のみとなります。今回の厩舎及び運動場ですが、厩舎として使っている部分は、若干200㎡を超える状態です。運動場が草地であれば転用に当たらないとの考えもありますが、通年運動させる目的があって、主として草を作っているわけではないので、転用をしなくてはならない施設でありました。2,000㎡の運動場は、草を作って放すのではなく、馬を運動させる目的で、柵で囲っているため、転用の対象となります。今、現状赤土の状態になっております。草はほとんどありません。

議 長 ほかに何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第90号議案については、許可相当として県に進達することといたします。次に、第91号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第91号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の4筆。地目は、登記田、畑、現況田、畑。面積は4筆合計で430.67㎡です。転用目的は資材置場設置。権利は、賃借権設定、2年間です。施設は、資材置場106.41㎡、重機配置66.55㎡、駐車場3台。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは小野町公民館より北東に約380mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高3.0m、最低0.3m。川べりに大型土のうを設置して、河川への土砂流出が起これないようにする。日照通風。周辺に農地はなく、建物も建設しないため、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図、断面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。農地復元計画書添付。佐世保市長の意見書添付予定としておりますが、添付されています。農地復元計画書の内容としましては、水田部の表土をすき取り、仮置きして保管。土木シートを敷設して盛土を行う。復元時は盛土を撤去した後、仮置きした表土を用いて原形復元する。となっております。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。3月26日に富川推進委員と現地を見て参りました。前回の総会の時にも申請がありましたが、高速道路が新設されるということで、今回も耕作していない田を資材置場として申請がありました。問題はないと見て参りました。以上です。

議 長 はい、それでは続きまして地区担当推進委員の意見を求めます。

富川委員 相浦、九十九地区、富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、問題はありません。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第91号議案については、許可相当として県に進達することといたします。次に、第92号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第92号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、崎岡町。地目は、登記田、現況荒地。面積は297㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、崎岡町自治公民館から南西に約450mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

2番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、早岐二丁目の二筆。地目は、登記田、畑、現況看板施設。面積は2筆合計148㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、早岐中学校から南東に約200mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、比良町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は142㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、大久保小学校から北東に約200mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

4番、宇久地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、宇久町平。地目は、登記畑、現況宅地。面積は115㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、十川公民館から東に約200mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

以上です。ご審議よろしく願います。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果ですが、1番、2番早岐地区は、私からご報告いたします。

1番につきましては、3月16日に久野委員と行っております。議案書は届いておりませんが、他の届出の案件と隣り合わせの所だったので、先に送っていただきました。許可及び受理後、転用目的どおり一旦完成したが、現在別の目的で引き続き人為的に非

農地化した土地ということで、②-3-4に該当すると確認しました。

2番につきましては、3月24日に久野委員と見て参りました。農地法施行以前から人為的に非農地化した土地ということで、②-1に該当し非農地証明願いで致し方ないと見て参りました。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

久野委員 早岐地区、久野です。会長から報告がありましたとおり、何ら問題はないとして見て参りました。以上です。

議 長 それでは、3番佐世保地区。

7 番 7番、川口です。3月14日に松永推進委員と調査に行つて参りました。ここは、市街化区域で、家が密集しておりまして、問題ないと見て参りました。どうぞご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

松永委員 佐世保地区、松永です。川口委員が申されたとおり、問題はないとして見て参りました。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、4番宇久地区。

1 5 番 15番、西尾です。3月19日に畠中推進委員と現地を確認しました。本人は別の方へ家を売買する手続きをしていたら、一部が農地だったということなのですが、農地法施行前から宅地として利用していたということで、問題はないと思います。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

畠中委員 宇久地区、畠中です。西尾委員が申されたとおり、何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第92号議案については、非農地証明書を交付することといたします。次に、第93号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 第93号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、262筆で面積が142,903.97㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 第93号議案非農地通知について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第93号議案について、非農地通知を発出することとします。

次に、第94号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 第94号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾西町の6筆、地目は登記畑、現況遊休地。面積合計4,992㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。なお、この申請は、財務省福岡財務支局による国有財産一般競争入札の落札者に係る申請です。

2番大野地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地知見寺町の4筆、地目は登記田、現況田及び畑。面積合計991㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町田原の1筆、地目は登記田、現況畑。面積226㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番宇久地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地宇久町木場の2筆、地目は登記田、現況田。面積852㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町梶ノ村の1筆、地目は登記畑、現況畑。面積81㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番針尾地区。

1番 1番、有馬です。本件につきまして、財務局の入札案件ということで、3月23日に原推進委員と現地確認をしております。今、現況は遊休地となっておりますが、元々この場所は、海上保安庁関係の見張所があったところで、小山の上なのですが、現在竹とかが相当生えています。周囲は山林とみかん畑となっております。問題はないと見てきました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

原委員 針尾地区、原です。有馬委員から報告がありましたとおり、何ら問題ないし、地区の真ん中にあるので、地区の人が買うのが妥当だろうと思います。譲受人は、地区の方です。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、2番大野地区。

9番 9番、牟田です。3月23日に村田推進委員と現地調査を行いました。譲受人の経営状況等は記載とおりです。特に支障はないと思っております。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

村田委員 大野地区、村田です。ただ今、牟田委員が言われたとおりであり、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 次に、3番吉井地区。

13番 13番、水口です。3月25日に末永推進委員と現地確認を行いました。買受人の方は、従来どおり畑として使うということで、何ら問題はないと判断しております。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

末永委員 吉井地区、末永です。今、水口委員が言われましたように、何も問題はありません。

譲受人の家の隣の土地なので、譲受人にとってはありがたい土地で良かったと思います。どうぞ検討の程、よろしく申し上げます。

議 長 次に、4番宇久地区。

1 5 番 15番、西尾です。3月19日に畠中推進委員と現地確認を行いました。ちゃんと水田として利用されている土地で、譲渡人は、母親で生前贈与になります。何ら問題はありません。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

畠中委員 宇久地区、畠中です。今、西尾委員が説明しましたとおり、何ら問題はありません。よろしく申し上げます。

議 長 次に、5番江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。3月24日に小川推進委員と現地確認を行いました。この土地は上に2枚の大きな水田があって、その下に畑が1枚あります。今までも耕作していたということで、何ら問題はないと見て参りました。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区、小川です。今、松永委員が説明しましたとおり、譲渡人、譲受人は親戚関係であり、譲受人が前から耕作されていました。今回、購入するというので、申請を出されています。今までどおり、畑として耕作されますので、何ら問題はありません。よろしく申し上げます。

議 長 第94号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第94号議案につきましては、許可することとします。続きまして、第95号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 第95号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明願について、説明いたします。
この議案は、長崎地方裁判所佐世保支部による不動産競売事件に係る期間入札参加のための証明願です。個々の申請について説明いたします。

1番宮地区。土地の所在は瀬道町の7筆。地目は登記畑、現況休耕。面積合計2,987㎡。農用地区域。願出人の経営状況等は記載のとおりです。参考事項といたしまして、入札期間は令和3年4月27日から令和3年5月10日午後4時までとなっております。

2番重尾地区。土地の所在は重尾町の9筆。地目は登記田及び畑、現況休耕。面積合計3,938㎡。農用地区域。願出人の経営状況等は記載のとおりです。参考事項といたしまして、入札期間は令和3年4月27日から令和3年5月10日午後4時までとなっております。

3番重尾地区。土地の所在は重尾町の1筆。地目は登記畑、現況休耕。面積1,080㎡。農用地区域。願出人の経営状況等は記載のとおりです。参考事項といたしまして、入札期間は令和3年4月27日から令和3年5月10日午後4時までとなっております。

この議案については、農地法第3条許可申請に準じて審議しますので、承認を得られれば、競売後の落札者による3条申請は、局長専決で許可いたします。なお、買受適格証明願については、競売に係る情報になりますので、守秘義務の徹底をお願いします。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番宮地区。

3番 3番、阿波です。3月24日に村田推進委員と現地調査を行いました。ここは、願出人が所有するみかん畑の隣接地になります。特に問題ないものと思われれます。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区、坂口です。願出人は、意欲的に耕作されている農家さんなので、大丈夫だと思います。よろしく申し上げます。

議長 それでは、2番、3番早岐地区は、私からご報告いたします。2番の方につきましては、きちんと耕作されています。3番の方につきましても、水稻とみかんを耕作されています。2人とも問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

久野委員 早岐地区、久野です。会長から報告がありましたとおり、何ら問題はないとして見て参りました。以上です。

議長 第95号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 3 番 1 3 番、水口です。農業委員会が証明を出せば、3 条申請が出て、その後、局長専決ですか。

事務局 入札後、最高価買受申出人になった方が、3 条申請されます。それをもって、農業委員会が局長専決で許可を出す運びとなります。

議長 これは、ご存じのとおり、適格者かどうかですから、競売で誰が落とされるかは、4 月 2 7 日までに誰かまた出てこられるかもしれません。その時はまた審議していただきます。赤字で書いてありますが、守秘義務の徹底をお願いします。

議長 ほかに、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第 9 5 号議案について、適格者であると認め証明書を交付いたします。続きまして、第 9 6 号議案 土地改良法第 3 条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第 9 6 号議案 土地改良法第 3 条資格者の証明について、説明いたします。

現在行われている県営農村地域防災減災事業の計画変更に伴い、2 4 ページの名簿に記載されている方々が土地改良法第 3 条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課より審査依頼がっております。

この名簿は担当地区の農業委員・推進委員さんに事前に送付しておりまして、この後、担当地区の農業委員・推進委員さんから調査結果をご報告いただき、資格を有している方について証明することとなります。なお、今回の六郎ため池については、令和 3 年 1 月の第 8 回総会において 3 0 名について審査後、証明しておりますが、今回、追加で審査依頼があったものです。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。宮地区。

3 番 3 番、阿波です。ため池の名簿に記載されている方は、耕作されていますので、土地改良法第 3 条資格者として問題ないものと思われれます。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区、坂口です。阿波委員が言われたとおり、何ら問題はないものと思われ
以上です。

議 長 ほかに、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願
います。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第96号議案については、土地改良法第3条資格者として、証明
いたします。続きまして、第97号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段
面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第97号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、ご
説明いたします。

耕作目的で農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、農地法第3条第2項第5号において、取得後50a以上の耕作面積を確保することが必要とされています。この50aを下限面積と呼んでいますが、市町村は農業委員会が必要に応じて別段面積を定めることができるようになっております。ご承知のとおり本市では別段面積を設定しておりますが、この別段面積については、農林水産省の通知によりその設定や修正の必要性について、毎年農業委員会で検討することとなっています。前回は令和2年の3月総会でご審議いただきましたので、今回の総会でご審議いただくもので、今後の別段面積を議案のとおり提案いたします。提案する別段面積とその適用地域は記載のとおりであり、昨年と変更はありません。変更がない理由は、検討資料となる次のページの参考資料内の経営耕地面積の基礎データが前回検討時と変わらないためです。基礎データとは、5年に1回行われる農林業センサスのデータです。令和2年2月1日現在で2020農林業センサスが実施されていますが、確定値は令和3年3月末に公表予定となっているため、今回使用した基礎データは2015農林業センサスです。確定値公表後、参考資料を作成する予定にしておりますので、その結果によっては、再度議案として提案させていただきます可能性があるので、その際は、ご審議お願いいたします。本日26日 9時現在、未公表です。なお、別段面積を設定するにあたっては、参考資料の表の下に記載しているとおり、農地法施行規則第17条第1項第3号において、設定区域内においてその定めようとする耕作農家数が、当該設定区域内の全農家数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものと規定されています。また、この別段

面積については、周知、公表することとなっております。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 第97号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第97号議案については、承認いたします。続きまして、第98号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第98号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区4件、宮地区7件、柚木地区1件、皆瀬地区3件、中里地区1件、吉井地区8件、世知原地区2件、江迎地区4件、鹿町地区3件、の計33件。
解除条件付きの利用権設定は、世知原地区1件、宇久地区1件、の計2件。
所有権の移転は、針尾地区2件、宮地区1件、の計3件。全体で35件の集積です。
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
なお、利用権の設定の3番針尾地区の案件に該当する農業委員がおられます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、利用権設定の3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 利用権設定の3番について、何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようでございます。それでは、利用権設定の3番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 利用権設定の3番の案件につきましては、承認いたします。委員につきましては入室し、着席してください。

～委員着席～

議 長 それでは、利用権設定の3番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第98号議案はすべての案件を承認されました。(案)の削除をお願いします。続きまして、第99号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第99号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区4件、柚木地区1件、吉井地区5件、で合計10件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について、何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第99号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。次に、第100号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第100号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区3件、三川内地区1件、

柚木地区1件、吉井地区5件で、合計10件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第99号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、第100号議案につきまして、何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第100号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。事務局に報告を求めます。

事 務 局 はい、引き続き報告に移りたいと思います。報告については7件ございます。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について

報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容につきましては記載のとおりです、ご一読ください。以上です。

議 長 報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【5月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

【令和3年度総会日程予定、事務局業務担当一覧について】

【年金加入者数、全国農業新聞購読者数について】

【意見書に対する回答書、活動報告書について】

議 長 ありがとうございました。それでは、本日の総会を終了したいと思います。

副会長 本日もご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第10回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。